

20 健教第 22 号
平成 20 年 4 月 3 日

愛知県学校薬剤師会長様

愛知県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

プール及び水遊び場の衛生管理について (依頼)

日ごろから学校環境衛生の向上に御協力をいただきありがとうございます。

このたび、平成 20 年 4 月 1 日付け 20 生衛第 102 号で愛知県健康福祉部健康担当局長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、今後、プール及び水遊び場の利用の最盛期を迎えるに当たり、これらの施設内での感染性疾患や事故の発生等を防止するために、学校環境衛生の基準並びに愛知県プール条例、同条例施行規則、同条例運営要綱及び水遊び場の衛生管理に基づく施設の衛生管理について貴会会員へ周知を図っていただくとともに、学校に対する御指導、御助言をよろしくお願いいたします。

担 当 健康学習課保健・給食グループ
電 話 052-954-6794 (ダイヤルイン)
ファックス 052-954-6965

(写)

20生衛第102号

平成20年4月1日

愛知県教育委員会教育長殿

愛知県健康福祉部健康担当局長

プール及び水遊び場の衛生管理について（通知）

学校、幼稚園、保育園、公園等に設置されているプール及び水遊び場の利用については、これらの施設内での感染性疾患や事故の発生等が憂慮されるところです。

については、平成20年度においても、愛知県プール条例、同条例施行規則及び同条例運営要綱に基づくプールの衛生及び安全の確保をお願いします。

また、水遊び場については別記の「水遊び場の衛生管理」により、衛生管理の徹底を併せてお願いします。

なお、立入調査及び水質調査の結果、不適となった事項については、速やかに改善してください。

担 当 生活衛生課

水道計画・管理グループ

電 話 052-954-6301（直通）

3264（内線）

e-mail eisei@pref.aichi.lg.jp

水 遊 び 場 の 衛 生 管 理

第1 構造設備

1 本体の構造

水遊び場本体は、汚水が外部から浸透せず、漏水しない材質とし、転倒した場合の危害防止を考え、角などは曲面仕上げとすること。

2 給水設備

給水管は、水槽内の水が逆流しないよう落とし込み式などの構造とすること。

3 消毒設備

消毒剤が適正な濃度を保持することができるよう、必要に応じ、定量注入ポンプ等の消毒設備を設けること。

4 付帯設備

身体を洗浄するためのシャワー、洗眼・洗面設備等を設けること。

なお、更衣所、便所が離れている場合は、ザラ板などで誘導し、シャワー等を経て本体に至るように配置すること。

第2 維持管理

1 消 毒

水遊び場の水は、常時、遊離残留塩素濃度を0.4mg/Lから1.0mg/Lになるよう消毒を行い、残留塩素測定器により使用前にその都度確認すること。

2 循環ろ過

循環ろ過機を備えている場合は、使用期間中は、毎日、適正に運転すること。

3 換 水

(1) 入換式

使用期間中は、毎日全量の水を入れ換えること。

また、短時間に多数の園児らが使用し清浄でないと認められる場合にあっては、その都度全量の水を入れ換えること。

(2) 循環式

循環ろ過機を備えている場合でも、使用が長時間にわたったり、ろ過能力を超える多数の園児らが使用した時は、必要に応じ全量の水を入れ換えること。

4 補給水

使用中は、常に新鮮水を補給すること。

5 水質検査

(1) 使用水の水質検査

水道水以外の水を使用する場合は、毎年使用開始前に、あらかじめ、(2)表に掲げる項目の水質検査を実施すること。

また、使用する水の性状により水道法の水質基準に関する省令のうち別表に掲げる項目の水質検査を実施し、水質を把握すること。

(2) 水遊び場の水の水質検査

循環ろ過機を備えている場合は、使用期間中に毎月1回以上次表の項目について水質検査を行うこと。

検 査 項 目	水 質 検 査
水素イオン濃度	pH値 5.8以上8.6以下であること。
濁度	2度以下であること。
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
一般細菌	200個/mL以下

6 清 掃

水遊び場の本体及びその周辺の清潔を保持するよう適時清掃すること。

7 管理日誌

管理日誌を備え、使用期間中は使用日ごとに気温、水温、利用人員、園児らの健康状態、換水及び補給水の状況、遊離残留塩素濃度その他必要事項を記録すること。

第3 その他

- 1 水遊び場を管理する責任者を置くこと。
- 2 責任者は、園児らの健康に留意し、感染性疾患など健康を害していると思われるものには使用させないよう配慮すること。
- 3 水遊び中の園児らの監視が十分できる数の監視員又は付添人を置くこと。
- 4 水遊び場を使用する園児らに対し、利用前に放尿、身体の洗浄を、また、利用後に洗眼、うがい、身体の洗浄等を行わせること。
- 5 水遊び場に起因すると思われる感染性疾患等の発生があった場合には、直ちに所轄の保健所へ通報するとともに必要に応じて関係機関へ連絡すること。

別表

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン
--